

豊橋市鉄軌道施設安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市鉄軌道施設安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により厳しい経営状況となっている市内の鉄軌道事業者に対して、先送りできない安全で安定した輸送に関わる鉄軌道施設の修繕及び施設整備の計画的な実施に要する経費の一部を補助することにより、市内の鉄軌道の運行を維持し、もって市民のための公共交通ネットワークの維持に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に本店を有し、かつ、市の区域内を運行する鉄軌道事業者とする。

(暴力団等の排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し)

第5条 市長は、補助対象事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助対象事業)

第6条 補助対象事業は、補助対象事業者が行う次の各号に掲げる設備の整備であって、安全で安定した輸送の向上に資すると市長が認める事業とする。

- (1) 信号保安設備
- (2) 保安通信設備

- (3) 防護設備
 - (4) 停車場設備
 - (5) 線路設備
 - (6) 電路設備
 - (7) 変電所設備
 - (8) 車両設備
 - (9) その他設備
- (補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する本工事費(資産の購入を含む。) 附帯工事費、補償費及び調査費とし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。ただし、補助対象事業者の令和元年度の営業収益の総額から補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の当該補助対象事業者の営業収益の総額を差し引いた額を補助対象経費の限度額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の6分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、前条の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の申請)

第12条 補助対象事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

(交付決定の変更及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の変更申請があったときは、これを審査の上、変更すべきものと認めるときは、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が補助金の交付の申請を行った年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書（様式第5号）にその理由を付してその事実が判明した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項に規定するもののほか市長が補助事業の状況の確認等の必要があると認める場合には、速やかに状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(取得財産等の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を保存しておかなければならない。

(1) 取得財産等の得喪に関する書類

(2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項の帳簿等は、補助対象事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間保存しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、処分をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 規則第18条第2号に規定する市長の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。